

性犯罪と再犯防止

大阪府は、2月議会に「大阪府子どもを性犯罪から守る条例案」を提案しています。その趣旨は、「子どもの人権、尊厳を踏みにじり、被害回復が困難なばかりか、本人、その家族はもとより地域社会に重大な影響を及ぼす性犯罪の被害を未然に防止するため」としています。

条例案の内容については、子どもに不安を与える行為の禁止や子どもを威迫する行為の禁止の他、社会復帰支援対象者（性犯罪者が出所後5年間経過していない者）に「居住地届け出義務」を課し、違反した者には行政罰を科すこととしています。また、社会復帰支援対象者の社会復帰支援として、臨床心理士や精神科医らによるサポートなどを盛り込んでいます。

この条例が成立すると、全国で初めてという事になり、他府県に対しても大きな影響を与えることになろうと思います。

性犯罪は誠に卑劣であり、許されるものではありませんが、特に問題なのは再犯率の高さです。

平成22年版の犯罪白書を見ると、強制わいせつを含む性犯罪の再犯率は38%にも及んでおり、「性犯罪を繰り返す者は、更に性犯罪の再犯に及びリスクがより大きいことがうかがわれる。」としています。また、就労状況が安定していても、それが強姦の抑制要因としてはほとんど意味を持っていない、ということも明らかにしています。

性犯罪の被害者は、生涯にわたり心の傷を引き摺りながら生活しているのではなかろうかと心が痛みますが、一方、犯罪を起こした側は、性犯罪に対する量刑が軽いため数年で社会に出てくる事になります。しかも、その中から4割近い人間が再び性犯罪を起こしているという実態は、見過ごせません。

性犯罪者に対する外国の対応を見ると、例えば、アメリカでは性犯罪者に居住地の登録を義務づけ、地域住民に通知する制度を導入しているといえますし、お隣の韓国ではGPSによる行動監視を行っています。この他、欧米では、性行動を押さえる薬物治療が普及しているという話も聞きます。こうした諸外国と比べると、我が国の再犯防止に向けた対応は十分とはいえません。

なお、宮城県や大阪府では、性犯罪者に対するGPSによる行動監視について検討が進められているようですが、実際にそれが実施されるかどうかは不透明です。

性犯罪者に対して「居住地届け出義務」を課したり行動監視を行うことについては、「性犯罪者に対する二重刑罰だ」あるいは「犯罪者にも人権がある」といった批判の声もあることは事実です。しかし、それらの措置は、制度の運用に当たって慎重を期すべきことはいうまでもありませんが、性犯罪者の再犯防止、また、市民の不安解消という観点から、止むを得ないものと考えます。ただ、性犯罪者の「居住地届け出義務」やGPSでの監視に、犯罪を抑止する力がどの程度あるのかは未知数ですので、再発防止をより効果的に進めていくためには、社会復帰に向けた教育やカウンセリング、医学的な治療などきめ細かな対応と連動させていく必要があります。

いずれにせよ大阪府の条例案は、性犯罪の再発防止に向け一石を投じたことは間違いなく、この機会に、国において抜本的な対策について検討を進めて欲しいものです。（塾頭 吉田 洋一）